

東松島市企業立地優遇制度



東松島市内に事業所等を立地した企業者に対し、各要件に応じて奨励金等を交付します。
(原則として、着手の1ヶ月前までの指定申請が必要です。)

I 対象業種

製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、医療業、宿泊業、学術・開発研究機関 等

II 対象地域

東松島市内全域 ※ただし、環境整備推進補助金(事務室防音助成)は松島基地の周辺地域に限られます。

III 各種優遇措置

企業立地促進奨励金 (固定資産額の補てん等)

5年間交付

◆交付の要件

【新設又は移設】投下固定資産額2,200万円以上、かつ常雇従業員数5人以上

【増設】投下固定資産額2,200万円以上、又は常雇従業員数5人以上増員

◆内容

立地に係る固定資産税相当額及び賃借料の年額の3倍相当額×1.4%を5年間交付

※投下固定資産額とは、事業所の立地のため要した、土地、家屋及び償却資産(機械、備品等)の取得に要した費用の合計額を言います。

雇用奨励金

最大750万円

◆交付の要件

①企業立地促進奨励金の交付対象企業者であること。

かつ②新規雇用であって、当該新規雇用開始時から1年以上継続して市内に住所を有している者を常時雇用していること。

◆内容

新規常雇従業員1人あたり30万円(1人につき1回限り、1企業あたり限度額750万円)

※対象期間は、営業開始日から5年間です。

工業用水 確保補助金

最大200万円

◆交付の要件

投下固定資産額2,200万円以上、
かつ常雇従業員数5人以上

◆内容

【上水道設置の場合】

3年間の水道基本料金相当額

【地下水汲み上げ施設の場合】

事業費×50%(限度額200万円)

排水設備等 補助金

最大200万円

◆交付の要件

投下固定資産額2,200万円以上、
かつ常雇従業員数5人以上

※無償又は時価よりも低い価格で市有地の貸付けを受ける企業者は対象外

◆内容 次の(1)~(3)のいずれかを交付

(1)【合併処理浄化槽設置の場合】

費用×1/2(限度額200万円)

(2)【下水処理施設の接続費用が生じた場合】

費用×1/3(限度額200万円)

(3)【下水道事業受益者負担金が賦課された場合】

負担金等×1/3(限度額200万円)

環境整備 推進補助金

最大200万円

◆交付の要件

投下固定資産額2,200万円以上、
かつ常雇従業員数5人以上

◆内容

【緑化推進助成】

経費×30%(限度額200万円)

【事務室防音助成】

事業費×50%(限度額200万円)

従業員送迎 車両購入補助金

最大300万円

◆交付の要件

投下固定資産額2,200万円以上、
かつ常雇従業員数10人以上

◆内容

車両本体取得費×1/3(限度額300万円)

